



平成 21 年 4 月 24 日

各 位

会社名 広島ガス株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 深山 英樹  
(コード番号 9535 東証第二部)  
問合せ先 執行役員 総務部長 中村 治  
TEL 082-252-3000 (広報環境室)

## 当社子会社の不適切な取引に関する調査結果等のご報告

当社は、平成 21 年 3 月 19 日付で公表した連結子会社である広島ガス開発株式会社（以下、HGK）および広島ガスリビング株式会社（以下、HGL）における不適切な取引（以下、本件取引）につきまして、当社が設置した外部調査委員会から、平成 21 年 4 月 23 日付で下記のとおり調査報告書を受領いたしました。

調査報告書の内容を受けて決定いたしました、関係者の処分および役員の異動ならびに調査報告書において報告・指摘された事項に対する今後の対応方針につきまして、下記のとおりご報告いたします。

なお、当社が過去に提出しました有価証券報告書、半期報告書および四半期報告書の訂正報告書、今期および過年度の決算短信等の訂正につきましても、その数値が明らかになった段階で速やかに開示する予定であります。

### 記

#### 1. 調査報告書の内容

別紙のとおり

#### 2. 関係者の処分および役員の異動

##### (1) 本件取引の実行者の処分（平成 21 年 4 月 24 日付）

HGK 営業部建装課長 懲戒解雇

##### (2) HGK 役員の処分および異動（平成 21 年 4 月 24 日付）

###### ① HGK 役員の処分

代表取締役 会長	小田 聖義	当月分の報酬を無報酬とし、辞任
代表取締役 社長執行役員	山内 晶	当月分の報酬月額 90%を減額し、辞任
取締役 常務執行役員	村尾 正行	当月分の報酬月額 60%を減額し、辞任
取締役 執行役員	林 賢治	当月分の報酬月額 30%を減額
取締役	深山 英樹	当月分の報酬を無報酬とし、辞任
取締役	茂見 孝雄	当月分の報酬を無報酬とし、辞任
監査役	神田 正和	当月分の報酬を全額返上し、辞任
監査役	藤田 宏利	当月分の報酬を全額返上し、辞任

## ② HGK 役員の異動

本日のHGK臨時株主総会および取締役会において、取締役および監査役を以下のとおり選任いたしました。

代表取締役 社長執行役員	佐伯 正夫	(現 当社取締役 執行役員 経営統括本部経営企画部長)
取締役	沖本 憲一	(現 当社経営統括本部経営企画部 企画専門職)
取締役	泉 博之	(現 当社経営統括本部経理部 経理グループマネジャー)
監査役	迫田 英俊	(現 広島ガステクノ株式会社 取締役 執行役員 管理部長)

## (3) HGL 役員の処分および異動 (平成 21 年 4 月 24 日付)

### ① HGL 役員の処分

取締役 会長	深山 英樹	当月分の報酬を無報酬とし、辞任
代表取締役 社長執行役員	本岡 修	当月分の報酬月額 10%を減額し、辞任
取締役 常務執行役員	梶川 幸男	当月分の報酬月額 10%を減額し、 取締役 執行役員に降格
取締役	中本 啓一	当月分の報酬を無報酬とし、辞任
取締役	中丸 直明	当月分の報酬を無報酬とし、辞任
監査役	神田 正和	当月分の報酬を全額返上し、辞任

### ② HGL 役員の異動

本日のHGL臨時株主総会および取締役会において、取締役および監査役を以下のとおり選任いたしました。

代表取締役 社長執行役員	武田 英夫	(現 当社取締役 常務執行役員)
取締役	上総 英司	(現 当社取締役 執行役員 エネルギー事業部副事業部長)
取締役	中村 治	(現 当社執行役員 経営統括本部総務部長)
監査役	桂 秀昭	(現 当社常勤監査役)

## (4) HGKまたはHGLの役員を兼務する当社役員の処分 (平成 21 年 4 月 24 日付)

代表取締役 社長執行役員	深山 英樹	報酬月額 30%を 3 カ月減額
代表取締役 副社長執行役員	小田 聖義	報酬月額 30%を 3 カ月減額
取締役 常務執行役員	茂見 孝雄	報酬月額 20%を 3 カ月減額
取締役 常務執行役員	中丸 直明	報酬月額 10%を 3 カ月減額
常勤監査役	神田 正和	報酬月額 30%を 3 カ月返上

## 3. 今後の対応方針

当社は、今回の不祥事を起こしたことについて深く反省するとともに、外部調査委員会から報告・指摘された本件取引の発生原因および当社グループの組織上の問題点等を真摯に受け止めた上で、再発防止と信頼回復に向けた実効性のある改善策を早急に取りまとめ、決定され次第ご報告申し上げます。

以上

# 調 査 報 告 書

平成 2 1 年 4 月 2 3 日

広島ガス株式会社  
代表取締役 深 山 英 樹 殿

外部調査委員会  
委員長 安 村 和 幸

## 第 1 調査目的

当外部調査委員会（以下、当委員会と言う。）は、広島ガス株式会社（本社 広島市南区皆実町二丁目 7 番 1 号。一般ガス事業者。東証 2 部上場。以下、HG社と言う。）の依頼により、HG社の子会社である広島ガス開発株式会社（本社 広島市南区皆実町二丁目 6 番 1 9 号。ガス工事及び給排水工事等を主な事業目的とする。以下、HGK社と言う。）、及び広島ガスリビング株式会社（本社 広島市中区竹屋町 1 番 3 0 号。ガス用機械器具の販売等を主な事業目的とする。以下、HGL社と言う。）において循環取引が行われていた事実が発覚したことに基づいて、循環取引の解明、原因の調査、業績に与える影響、役職員の責任、再発防止策の策定等に資することを目的として組織されたものである。

## 第 2 調査委員

委員長 安村和幸（弁護士）  
委員 大迫唯志（弁護士）  
委員 蟬川公司（公認会計士）  
委員 武井康年（弁護士）  
委員 吉岡令子（公認会計士）

## 第 3 調査方法

調査の手法として、弁護士においてHGK社及びHGL社の役職員

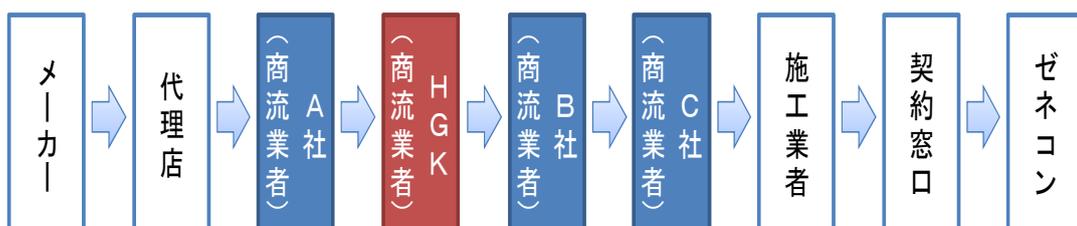
のうち聴取が必要と判断される者並びに取引先各社のうち聴取の申入れに応じた者数名から事情を聴取し、公認会計士においてH G K社及びH G L社の関係帳票類・規定類等を調査し、得られた資料を集約して、全員で検討した。

#### 第4 本調査報告書における用語について

##### 1 定義

本報告書においては、以下のように定義して用いている。

**商流取引** 起点の商品販売者と終点の商品購入者との間に介在し、一定期間商品在庫として保有して一種の与信を行う対価として通常数%のマージンを取得する取引



**循環取引** 架空の売上・利益を計上する目的で、関係する会社間において商品の実体を伴わない架空仕入及び架空販売を繰り返し、関係する会社間で取引の循環が行われる取引



## 2 商流取引及び循環取引が行われる理由

商流取引は、例えばマンション建築において、必要な建材をメーカーから安く大量に仕入れてゼネコンに販売するまでの間に、中間に介在して建材の流通に関与するような取引である。メーカーから安く仕入れることができている分、中間に在庫として保有する者がマージンを得ても取引として成立する。他方、商流取引に加わる者は自分が販売する相手が倒産しても仕入先には代金を全額支払わねばならないから、一種の信用付与の機能を果たす。そこにマージンを取得する合理性がある。

循環取引は、恰も商流取引であるかのように装って、実際には実体のない架空仕入・架空販売を行うものである。商流取引のような起点と終点の業者がいない。そこで、取引は最終の業者から最初の業者に戻って、別の商品に入れ替えられて、再び商流取引であるかのように装って架空仕入・架空販売が行われる。このようにして取引が関係業者を循環するので循環取引と呼ばれる。循環取引は実体のない極めて不適切な取引であるが、商品がなくても可能である上に、関係業者で構成するグループ内で簡単に売上と利益を計上できるので、そこにこのような不適切な取引が行われる動機がある。

循環取引は循環する限り破綻しないが、始まりは小さな取引額でも利益分が上乘せされて繰り返し循環するうちに取引額が膨らむ。そのようにして取引額が膨らんでしまうと、停止した瞬間に巨額の損害が発生する。従って、そのような状況になるともはや止めることは困難であるが、永遠に続けることはできないので、いつかは破綻する。

## 第5 HGK社及びHGL社における循環取引

今回発覚したHGK社及びHGL社における循環取引は、概ね以下のとおりである。

なお、当委員会の調査は、第3に述べたとおりの調査対象、調査資料、調査方法を採っており、かつ、定められた調査期間という限定のもとに行ったものである。したがって、以下の調査結果の確度には、濃淡がある。

### 1 HGK社及びHGL社の循環取引の概要

#### (1) HGK社における循環取引の概要

① HGK社においては、平成11年以降、同社営業部建装課で兼業

(H G K社内では建装課における内装事業のうち工事を伴わない事業を兼業と呼んでいる。)である建材販売の取引を開始した。

H G K社は、従来から内装工事(ボード・クロス・床等)を業務としていたのであるが、平成10年頃から木工事にも業務を拡大するために営業活動を始めた。

当時の内装工事の営業担当であったxは、木工事業者であるH社の営業担当hと知り合い、同人を通じて、H社とゼネコンの取り次ぎの依頼を受け、あるいはゼネコンの木事情報を入手するようになった。

② xは、平成11年秋ころ、hに対し、内装工事の売上目標が足りない旨を話したことがあったところ、しばらくして、hより、「マンション木工事用資材を一括発注することにより、各メーカーより安く仕入れることができるが、仕入業者がゼネコンから支払を受けるまでに期間がある。そのため、仕入業者がその間に入って、この資材の取引をする。間に入った業者は、資材を仕入れ、同月中に予定された販売先に、仕入代金の1.5%程度の利益を付けて販売する」と商流取引の説明を受け、この取引をすることを勧められた。xは、その後hを通じて知り合ったI社のiから、hの指示と称してマンション木工事用資材の取引を記載した書類を受け取っている。

③ xは、当時の取締役営業部長のa(後にH G K社の社長)に口頭で上記商流取引の説明を行い、取引を始めることについて了解を得た。

当時、aは、取引についてxから上記の説明を受けた際、建築資材の販売に中間業者がペーパーマージンを稼ぐ目的で入ることは良くあることで、販売先が知名度の高い優良会社であったことから、この取引に加わることを承認した。

これによって、平成11年度は取引件数2件、総取引額約2億円の取引が行われた。

④ 翌平成12年度は、取引件数12件、総取引額約8億円の上記のような取引が行われている。この年度は、売上確保のために、上半期・下半期の締め間際に取引が行われた。

平成12年3月頃、xはhから、利益率を2.2%ないし3%に上げるので在庫を1ヶ月持つ(当月仕入、翌月販売)ようにしてほしいこと、毎月取引を受けてほしいこと、の依頼を受けた。その際

hから、平成11年に始めたときと同様に、「ゼネコンと仕入業者の商流の中間に入る」と言う説明を受けていたため、xとしては、商流取引であると信じており、HGK社の信用ゆえに取引への参加を求められていると思って、依頼を受けることにした。

なお、当時は、HGK社が関与する取引について、hから文書で指示されていた。文書は手書きで、筆跡は、jその他（特定できない）であった。なお、文書の多くはiが持参していた。

- ⑤ HGK社では、平成13年度以降上記のような取引を毎月行うようになったことから、取引件数、取引総額とも大幅に増えた。取引については相変わらず毎月hからの文書で指示を受ける方法が続いていた。

ところが、平成14年の途中より、hが指示する売先等に度々変更があり、また、売先が確定せず入金が遅れるなどの事態を生ずるようになった。xは、hに事情を尋ねたが、「売先の取引枠が一杯なので他に変更する」等の回答であった。しかしこのような事態は、平成15年4月以降になって多くなり、また、支払が遅れている売先にhと同行したところ、その売先がhに対して、取引に不明な点があることを告げるのを聞いたりしたため、xは本件取引に不審を感じるようになった。

xは、平成15年夏ころより、上記支払の遅延等を改善のため、hに対して、仕入れを指示された物件についての売先を確認する目的で、hが関与している各社に対して文書を作成するときに、度々立ち会うようになっている。

- ⑥ xは、hが上記文書を作成するときに立ち会うようになった後の平成15年秋ころ、hより、I社が商流取引より撤退することになったので、iに代わって各社への指示文書の作成を手伝ってくれないかとの依頼を受け、これに関与することになった。また、同時期ころ、hより、あるマンションの木工事用資材として販売された資材について、木工事用資材には汎用性がある資材もあるとの説明のもと、別のマンション用の資材として販売することを指示された。xの説明によれば、xは、このように商流取引の全体の流れを継続的に知るに至り、遅くとも平成16年1月には、本件取引が目的物であるマンション木工事用資材の実在しない循環取引であると認識するに至った。

しかしながら、H G K社における上記取引は、平成15年度の取引総額で48億円を超える規模に達していたため、xは、取引を止めることによる影響の大きさを恐れて、もはや止めるわけにはいかないと独自に判断し、社内の誰にも循環取引であることを報告しなかった。

- ⑦ xは、循環取引であることを認識した後も、売先の変更や入金の変延があると、H G K社が疑いを持つことを心配して、hの書類作成に関与することを含め、このようなxの関与は、平成20年6月にhが逮捕されるまで続いている。

xによると、h以外にこの当時循環取引の流れを決める会合に入りしたことのある者は、I社のi、J社のj、K社のkである。

- ⑧ 平成20年6月、hが道路交通法違反で逮捕・起訴され、判決を受けて刑務所に収監されるという事態が発生した。hは平成21年3月まで収監された。

しかし、この頃、xは既に循環取引に深く関わっていたので、hは収監される際に、収監中もjとともに循環取引を継続するようxに依頼した。

これ以降、xは、毎月本件取引に関与している各社の仕入先・売先、取引可能業者、取引可能枠などを調整して決定する役割を担い、jが資材搬入先のマンション名をインターネットで探すなどの役割を担当し、xが各社に対する仕入先・売先・金額を記入した書面を作成して、jと手分けして各社にFAXもしくは持参して配布した。

このような状態のまま、発覚まで循環取引が継続された。

## (2) H G L社における循環取引

- ① 平成15年6月ころ、当時H G L社の営業担当であったcは、xから「デベロッパーからゼネコン、メーカーというマンション用木工事用資材の流れの中で、仕入れ業者が一括購入した資材の仕入代金を回収するまでの期間が長いために、商社等が入って資材の売買をしている。仕入れて翌月売るということで2%の利益を得ることができる。」と説明され、H G L社の商流取引への参入を勧誘された。

cは、勧誘された内容を営業部次長らに報告をしたところ、当時の取締役営業部長dより商流取引の説明を求められた。cは、xに確認をして取引の説明文書を作成し、これを上司に報告した。

- ② H G L社では、上記説明文書をもとに取引に参入することを決定

した。また、HGL社では、取引を開始するにあたり、HGL社の事業目的に木工事用資材の販売を入れるための定款変更手続きを行い、販売先として予定されたK社、L社、M社の信用調査、及び資金手当をするための借入を行った。平成15年6月から取引を開始して、平成15年11月に支払うべき資金を確保するために借入を実施している。また、HGL社は、平成15年11月20日に実施されたHG社の関係会社ヒヤリングにおいて、商流取引を開始した旨の報告を行っている。

- ③ HGL社では、上記の通り、平成15年6月ころ商流取引を開始したとの認識しているところ、平成11年より平成14年までの間に、循環取引に関与した会社との木工事用資材売買の取引合計12件が認められる。これらの会社との木工事用売買の取引は平成11年11月が最初である。このうち最初の取引は、あるマンション工事において、住設機器販売を巡ってJ社との競争となったが、同社が受注したため、同社の担当者jから穴埋めの意味で同マンションの木工事用資材の販売にかかわることを勧められたことによる。

その後の木工事用資材売買取引も、取引の都度、上記jより上記と同じような取引があるとの連絡を受け、これに応じて取引を行っている。当時のHGL社担当者gは、取引の都度、上司である営業部次長や営業部長に相談しており、上司は販売先の与信を検討した上で上記各取引を承認している。

HGL社担当者gが、上記の各取引に際してxと接触した事実はない。HGL社のこの間の取引が、当時既にHGK社が行っていた取引の一環であったかどうかについては認定できない。

- ④ HGL社では、平成15年の開始にあたり、dが資材を使用すべきマンションの現場調査を指示しており、担当者cは取引の都度xに対して資材が使用されるマンション名を照合し、マンションが現に工事中であることを確認している。平成18年6月には、担当者がcからeに変更になったが、eも同様の確認作業を続けた。
- ⑤ HGL社は、平成19年6月社長のfが就任後、各取引ごとの取引額が多額であることや当時建築確認申請の遅れ等で資金繰りに困っているマンション業者等の多いことから、商流取引はリスクが高いと判断して、3年先を目途に取引から撤退することとし、平成20年3月14日開催の経営会議において平成20年度予算について

建材売上原案年間24億円から18億円に減少することを決定した。  
これに基づいて同月25日の取締役会でも同様の決定を行っている。

- ⑥ また、平成20年8月の大手マンション業者の倒産に伴い、マンション業界の不況が深刻であるとの判断のもと、平成20年8月19日の経営会議で、取引から即時に撤退することを決定した。但し、撤退の時期については、xより取引の予定があるために9月末での撤退が困難と説明を受けたため、平成20年10月27日開催の取締役会において、11月末をもって撤退することを決定した。

(3) その他の子会社の関与

HGK社及びHGL社の担当者及び役員から事情を聴取した限りにおいて、HGK社及びHGL社以外のHG社関連会社が、循環取引に関与した事実は確認できない。

2 HGK社及びHGL社の循環取引に関する認識及び関与

(1) HGK社について

① x以外の職員の関与

HGK社では、上記取引が平成11年に開始されて以降、営業部建装課における兼業部門の取引として行われており、その担当者は開始時点から現在に至るまでx一名のみである。なお、xは、平成11年から平成16年11月まで営業部営業課に属し、平成16年12月から営業部建装課の課長となり、現在まで同職にある。従って、x以外のHGK社従業員が上記取引に営業職として直接関与したことはない。

② HGK社としての循環取引に関する認識

xの上司は、営業部営業課課長及び営業部部長である。また、取締役は、平成11年に上記取引が開始した時より担当制で、営業部担当役員が本件取引の担当役員であった。

ア xは、平成11年建材売買を開始するにあたり、当時の取締役営業部長aに商流取引の説明をしている。その説明内容は、当時xがhより受けた説明（上記第5 1 (1) ②に記載した通り）をそのまま伝えており、上記取締役は販売先がN社であったことから、与信について判断の上、取引を承認している。

イ xは、hより平成13年度より毎月恒常的に商流取引に参加すること勧誘され、担当営業次長及び担当取締役にその旨報告した。この際の取引の内容説明も、上記取引を開始した際の説明と同様

であった。

ウ xは、平成15年4月ころより上記取引において契約先の変更が続く等取引に不審な点を感じるようになり、また平成16年1月には、循環取引であると認識するに至ったが、これらの時点で上司及び担当役員に対し、xの認識した不審な点や循環取引であるとの認識を報告した事実は認められなかった。

エ なお、平成20年8月に大手マンション業者が倒産したことから、当時の社長aは、xに対し、当該大手マンション業者が関与する物件に関する商流取引の調査を指示し、その支払の確保について確認している。しかし、xが「HGK社はデベロッパーとの直接取引はなく、中間業者としての立場なので問題はない」旨回答したので、それ以上の追及はしていない。

③ 以上の次第であるから、当委員会として、x以外の者が関与した証拠は発見していない。また、HGK社において、x以外の役職員が循環取引であることを認識していた事実も認められなかった。

## (2) HGL社について

### ① 担当者以外の職員の関与

HGL社では、平成18年6月までの担当者がcであり、その後がeである。その他の職員が取引を担当したことはない。

### ② HGL社の認識

ア HGL社の担当者cは、平成15年6月当時営業部に所属しており、xよりHGL社として商流取引の勧誘を受けた際に、当該勧誘があったことを営業部次長に報告し、営業部次長は当時の取締役営業部長dに報告をした。

dは、担当者cを通じてxに取引の内容を確認させ、文書で報告をさせるとともに、その文書をもってHGL社経営会議で検討した。当該報告文書には、商流取引の必要性として、マンション工事における木工事用資材は、大量一括及び早期発注によりコストダウンが図られるが、ゼネコンからの支払は納品検査完了後の出来高査定払いが多く、工事業者は資材メーカーに対し先行支払が発生し、その立替期間が長期化するため、資金力のある業者を商流に参加させ、資金調達の分散化等を意図する旨の商流に関する説明がなされている。HGL社では、このような文書をもとに社内協議が行われ、取引先の与信を検討した上で商流取引に参加

することが決定されている。

イ HGL社では、取引に参加した後、平成20年11月に撤退するまでの間、毎月担当者が取引の内容を取り纏め、管理職会議での報告を行い、同会議での承認を得て取引を行う方法が取られていた。

ウ HGL社の担当者が、取引について何らかの不審な点に気がついた、あるいは循環取引であるとの理解した事実は認められず、HGL社の担当者から上司もしくは担当役員にそのような報告がなされた事実も認められない。

③ 以上の次第であるので、HGL社において、本件担当者2名以外に取引に直接関与した者はなく、また担当者を含めHGL社の役員が循環取引であったと認識した事実も認められなかった。

### (3) HG社について

#### ① HG社に対する本件取引の報告

ア HGK社が、直接HG社に対し、商流取引の取引内容を報告した事実は確認されなかった。

イ HGL社は、平成15年11月20日に、HG社が実施した関係会社ヒアリングの際、「建材商流への参入について」と題する書面で、取引について「ゼネコンの支払条件が厳しいことから、商社が商流に介入し、支払の資金調達を行うことで、メーカーへのスムーズは支払が可能となり、仕入れ価格をコストダウンできる」と説明し、商流に参入したことを報告している。

なお、この書面では、HGK社が商流取引を行っていることも合わせて記載されている。

ウ HGL社は、平成20年12月1日に、HG社が実施した関係会社ヒアリングの際、建材取引から完全撤退を行うこと及びこれによる売上・利益の減少について報告している。

#### ② HG社の認識

HG社では、HGL社の上記商流取引へ参入と撤退の意思決定の際に、商流取引の内容について上記のような説明を受けたのみである。当委員会の調査では、HG社がこの取引を循環取引であると認識した事実は認められなかった。

## 第6 循環取引がH G K社及びH G L社に与えた影響

### 1 取引内容について

循環取引は、マンション木工事用資材の売買を行うこととして開始された。一部にはマンション以外のものが含まれるが、木工事用資材であることは変わらない。木工事用資材とは、建具、家具、造作材などを言う。

上記マンション木工事用資材の売買において、実体があったことを窺わせる資料、例えば建材メーカーからの納品・出荷を証するもの、マンション建設業者の検収・受領を証するもの、配送業者の配送・受領を証するものなどをH G K社が入手するようにはなっていない。従って、実体があることを確認できないため、マンション木工事用資材取引の影響額の検討にあたり、取引全てを対象の取引としている（以下、影響取引と言う。）。

### 2 取引の範囲について

#### (1) 調査対象とした取引の期間

木工事用資材の取引は平成11年度から開始されている。影響取引の調査対象とした取引内容の調査は、平成11年度から平成20年度の取引停止までを範囲としている。

##### ① 調査対象としたH G K社における取引把握

木工事用資材の取引の発生部署は、H G K社営業部建装課であり、当該部署では、売上を工事売上（売上管理番号 819XXXX）とそれ以外を兼業売上（売上管理番号 850XXXX）として区分している。

そのうちのマンション木工事用資材等の建材売上は兼業売上として、xが一人で担当していた。

そこで、影響取引として該当する取引の把握は次のように行っている。

まず、850XXXXのうちマンション木工事用資材売上を抽出、そして850XXXXと819XXXXの中にも近似した内容の取引がないかどうかを、取引先・金額・名称を基に洗い出し、そのなかで実体を確認できないものについて「疑わしい取引」として付け加えた。

##### ② 調査対象としたH G L社における取引把握

H G L社は、商流取引への参加は平成15年度からとの認識であり、平成15年度から売上区分を建材商流として区分して管理していた。そこで平成15年度からは売上データから建材商流を抽出し、

建材商流以外の売上及び平成11年度から14年度までの全売上データについては、近似した内容の取引がないかどうか、取引先・金額・名称を基に洗い出し、その中で実体を確認できないものについては疑わしい取引として付け加えている。

### 3 実施した手続き

#### (1) 把握されたデータの信頼性について

- ① 取引データについて、HG社監査部に、「工事台帳」「契約伺」「購入要求書」との照合を依頼し、照合結果を閲覧した。必要と認めたものについては、直接照合を行った。
- ② xに影響取引の範囲について質問し、抽出した取引データの範囲の合理性を確認した。
- ③ HGK社、HGL社の管理担当者に、影響取引の発生部署及び他部門における発生可能性の有無について質問し、当該影響取引データの抽出範囲との整合性を確認した。
- ④ 影響取引データ一覧において、HGK社がHGL社に販売した取引、HGL社がHGK社に販売した取引についてデータ照合を行って一致することを確認した。
- ⑤ HGK社、HGL社の影響取引金額が役員会上程の財務資料（予算書、予算実績比較、中期計画など）における取引額と全体として整合性のあることを確認した。

#### (2) その他

- ① 財務分析及び財務以外の情報による分析を行い、影響取引がHGK社及びHGL社に与えた影響を検討した。
- ② 影響取引に注意をひくような会計事象の有無について検討した。

### 4 影響取引額

#### (1) HGK社における影響取引累計額

売上高累計額	売上原価累計額	利益累計額
44,440,995 千円	43,256,105 千円	1,184,890 千円

なお、上記累計額にはHGL社に対する売上・仕入によるものが含まれており、HG社連結財務諸表の修正額を示すものではない。

#### (2) HGL社における影響取引累計額

売上高累計額	売上原価累計額	利益累計額
17,008,124 千円	16,673,400 千円	334,724 千円

なお、上記累計額にはH G K社に対する売上・仕入によるものが含まれており、H G社連結財務諸表の修正額を示すものではない。

## 5 実施した手続きの結果及び判明した財務その他の事象

### (1) 結果

H G K社及びH G L社における影響取引額は、その算定に至る過程について合理的なものと認められる。

### (2) 財務

- ① H G K社は平成11年度から取引開始して平成15年度には売上の3割、平成18年度には売上の5割を占めるようになった。
- ② H G L社は平成11年度から取引開始して、平成15年度にはH G K社と同じく売上の3割を占めるようになったが、5割まではしていない。
- ③ 循環取引というスキームから、毎年売上が増加する状態にあり、H G K社、H G L社は、実績が予算を常に上回っていた。

### (3) その他

- ① H G K社において影響取引に関係した会社数は以下のとおりである。平成16年度及び平成17年度から新規に参加した2社への売上が、平成18年度からは約8割を占めるようになっていった。

	販売先	仕入先	販売仕入共通
平成11年度	2	1	—
平成12年度	5	8	3
平成13年度	6	9	5
平成14年度	5	8	4
平成15年度	10	13	7
平成16年度	13	13	7
平成17年度	13	11	8
平成18年度	5	7	2
平成19年度	5	10	3
平成20年度	6	9	3

- ② 通常取引においては、受注なくして仕入が発生することはないが、実際には循環取引が滞り仕入が先行していた。そこでxは仕入と同時に売先を仮の会社に設定して仕入発注の処理をしていた。

一方、仕入時に売先が決まっている取引であるから、請求が何ヶ

月も遅れるのはおかしい、と税務当局より指摘を受けたH G K社経理担当者は、売先がのちに変更になることを知りながら、請求の事実の有無に関わらず、1ヶ月ないし2ヶ月以内に売上計上するように要請していた。これにより、会計上本来は発生していた在庫が計上されず、売掛金が計上されることとなっていた。

## 第7 発生要因

### 1 H G K社での発生要因

#### (1) 統制環境上の発生要因

H G K社における建材取引については、見積り、受注、販売契約、購入要求、購入指示、請求受け、販売先変更、工事完成報告、請求、支払通知受け、入金消し込み、債権管理について1人が担当し、社外に対して1人で対応する体制だった。また、社内に対しても、上述の業務に関連する稟議書類・管理書類もすべて1人で起票する体制であったため、xは、書類の整合性を保つことが可能な状況であった。

また、このような自己完結的取引の実施可能な状況が、取引を始めた平成11年度から発覚までの10年間以上継続され、他の担当者へ変更や複数人の取引への介入などの措置が行われていなかった。

#### (2) リスク管理上の発生要因

商品現物を取引の都度現認しない取引は、そもそも取引の実在性に関するリスクが高い取引である。その上、取引額が特に平成16年度までは年々倍増する状況や販売先の変更が頻繁に起こる状況があり、取引の実在性に疑義を持ちうる状況が発生しているにも拘らず、商品現物の確認やその他実在性に関する客観的証拠資料の入手はしておらず、その対応は不十分であった。

また、本件取引開始にあたって、H G K社は与信リスクの認識はあったとしている。しかしながら、平成17年度に一部の取引先を平成20年度にすべての取引先を対象に調査会社を通じた与信調査が行われているが、回覧された形跡はなく、それに基づいた社内での評価、与信限度額の設定などは行われておらず、十分な与信管理がされていたとは言い難い状況であった。

#### (3) 業務処理上の発生要因

##### ① 販売先の取引開始（口座開設）について

販売先の取引開始（口座開設）にあたって、平成17年度でのI

SOに基づく与信調査及び平成20年度での与信管理の準備が行われているのみであり、特に書面による稟議は行われず、営業部門内での口頭での報告しか行われていなかった。

② 請求書について

HGK社における請求書の発行状況は、平成20年5月以前、請求書は他の管理資料との照合や稟議と言った管理はされていなかったため、会社に気づかれることなく、外部にxの望む内容の請求書を発送することが可能になっていた。

平成20年5月以降、請求書を刷新し、営業部長が契約伺書と照合し押印する管理に変更されたが、以下のような内部統制上の不備があった。

ア 請求書の発送管理

請求書の作成及び発送には、営業管理職のxが直接行っており、別の担当者が請求書発送に係わる仕組みになっていなかった。

イ 角印の管理

請求書に押印される角印は管理されておらず、自由に社内で押印できる状況であった。そのため、旧様式の請求書やxが別途不正に印刷した請求書に角印を押印することが可能となっていた。

ウ 請求書綴りの受払管理

請求書は複写式の専用請求書綴りを利用し作成されているが、その受払管理や定期的な回収・利用状況確認などは行っていないかった。そのため、請求書の刷新があつたにもかかわらず、旧様式の請求書が回収されず、不正に利用されることとなった。

すなわち、刷新された新請求書を社内処理用のものとし、発送用のもの（旧様式の未回収の請求書や印刷偽造された請求書）を2つ用意し差し替えることで、社内処理上、他の書面と整合性を保ちつつ、外部にxの望む内容の請求書を発送することが可能になっていた。

以上により、外部に発送される請求書の記載内容を自由に変更できることを利用し、新たな循環取引として別物件への入れ替えや金額の分割を行っていたと見られる。

③ 売上計上・債権管理の他部門の関与について

HGK社での売上計上・債権管理の他部門の管理実体は以下のとおりであった。

## ア 売上計上

期中における売上計上は、販売先からの受領書や完成報告など客観的証拠によらず、平成17年度以前は入金直前に行われ、平成17年度以降はおおよそ仕入れから2ヶ月後に行われ、売上計上の基礎となる工事完成報告書の稟議及び売上計上となる完成入力は、営業部門内のみで行われていた。

## イ 債権管理

入金があった際、どの物件の請求に対する入金であるかどうかの消し込みは、管理部門で入手された入金データを基にxが物件の完成月をベースに見当をつけ、入金入力指示を営業部門の別の担当者に行い、入金入力後に情報システムから出力される一覧表を営業部門のみで稟議されていた。その際、請求書（控）又はその他の請求情報に対して入金消し込みが行われておらず、入金消し込みの状況に関して、特に稟議等の内部牽制体制もなかった。

また、入金遅延に関しては、管理部門は、資金繰り管理の目的で次月の入金予定総額を口頭で報告を受け、入金総額が一致していることをもって入金遅延はないと判断していた。

## 2 HGL社での発生要因

HGL社での建材取引も、上述のHGK社での発生要因でも記載のとおり、取引の実在性に関するリスクが高い取引である。しかしながら、HGグループ会社であるHGK社の紹介業務であり、取引相手が大手商社などであったことから、主にリスクに関しては与信リスクのみしか考慮せず、取引を開始している。

なお、取引の実在性のリスクに対し、物件の現場の確認はしているが、建材の現物確認やその他実在性に関する客観的資料の入手までは行っていなかった。

## 第8 再発防止についての提言

### 1 内部統制システムの再構築

#### (1) リスク管理の啓蒙・教育活動

本件取引の再発防止にあたって、HGグループすべての役員、従業員のリスク管理意識を高く維持することが何より必要不可欠である。

循環取引は、そもそも社内の書類形式上は整合性が保たれるため、なかなか発見されにくい特徴がある。しかしながら、取引を始めるに

あたって取引の仕組み（ビジネスモデル）を理解する際において、あるいは販売先変更や入金遅延など日常業務での異常情報を入手した際において、リスク管理意識を高く維持し業務を遂行することで、本件取引を含む不正を予防・発見できるものとする。

リスク管理意識の向上・維持のために、リスク管理の啓蒙活動及び教育活動の実施が早急に必要である。

#### （２）定期的なジョブローテーションの検討

不正等のリスク軽減のために、不正リスクの高い業務に対して定期的なジョブローテーションの検討・実施が必要である。

企業規模や担当者の実績と経験がローテーションを困難にする事情は否定できないが、そのことが本件のような事象の発生する温床となることを認識し、コストに傾きがちな経営姿勢を省みる必要がある。

#### （３）内部牽制の有効な業務フローへの見直し

自己完結的な取引をなくし、適切な内部牽制を有効に機能させるため、１つの取引について、社外、社内に対し１人の人間による対応になっている業務がないかどうか点検し、そのような業務がある場合は複数の人間による対応を行うよう業務フローの見直しを実施する必要がある。

例えば、H G K社及びH G L社における請求書の発送に関して、作成は営業担当者で行ったとしても、発送は管理部門や営業間接部門等の他の担当者で行うような業務フローの見直しを早急にすべきと考える。

将来的には、情報システムを利用して、管理部門や営業間接部門等で効率的に作成業務から発送業務まで行うことが望まれる。

#### （４）稟議・承認の実効性確保

本件取引においては、販売先変更承認などで特に理由などのコメントも記載されておらず、その他適切な資料も添付されていないものが散見される。稟議・承認の実効性が疑われる。稟議・承認においては、稟議・承認書類のみによって行うのではなく、稟議の判断を行うに足るコメントや資料を添付するよう業務フローを変更する必要がある。

#### （５）経営者の情報共有

経営者に対しては、通常の業務に関して報告する必要はないが、本件においては、入金遅延や販売先変更などの異常に関する報告もされていない。通常業務や異常項目に関して、経営者に報告すべき事項や

方法を取り決め、必要な情報が経営者まで伝達されるような情報共有の仕組みが必要である。

(6) 全社的な内部統制の評価項目の見直し

全社的な内部統制の評価項目が実情にあったものになっているか、再度検討し、必要に応じて見直すべきである。少なくとも、A. 内部牽制が有効に機能しない業務状況や組織構造、B. 適切なジョブローテーションに関する項目等は、早急に追加すべきである。

(7) 業務プロセスに係る内部統制上のリスク見直し

業務プロセスに係る内部統制で、特に実在性に係るリスクの見直しが望まれる。

2 モニタリングの強化

(1) HG社によるHGグループ会社に対するモニタリング

① 監査体制の強化

監査方法にHG社監査部による抜打監査等による監査や経営者へのヒアリングが実施できるようHG社監査部の権限強化の必要がある。

② HG社経理による財務分析の強化

HG社経理による財務情報の収集に係る権限や体制を強化し、集計業務のみではなく、財務分析や財務情報の異常感知によるモニタリング機能の強化を図る必要がある。

HGK社及びHGL社2社のマンション木工事用資材の売上単純合算額は、平成15年度から平成19年度まで、HG社の連結売上高の10%を超える重要なものとなっていたが、HG社の連結財務諸表における事業の種類別セグメント情報においては、現在まで、「その他の事業」に区分されている。

HG社は、適正な連結財務諸表を作成する立場から、セグメント開示すべき事業かどうかについて、事業の内容や本件取引の売上高の異常な増加を検討する必要があると考えられる。

③ HGグループ会社による自らの会社に対するモニタリング

ア 経営陣によるモニタリング

新しいビジネスモデルでの取引開始、新規取引先との取引開始や経営上重要な通常業務の異常項目について、リスク管理意識を高く持ち、形式的な管理監督にとどまらず、例えば、取引の実在性を現物確認や客観的資料に基づく確認等の指示をするなど、実

質的なモニタリングを義務付ける体制を構築する必要がある。

#### イ 他部署によるモニタリング

HGグループ各社では、他部署に対して口を挟むべきではないと言った企業体質があるように見受けられる。そのため、他部署、特に管理部門から営業部門に対する内部牽制機能が希薄であった。このようなセクショナリズムの強い企業体質を改革するために、部門間でのコミュニケーション機会を拡大させ、実務上可能な範囲でチェック機能を営業部門以外で実施し、内部牽制が機能するような体制の構築が必要である。

### 3 企業風土

HGK社やHGL社は、大企業であるHG社の子会社であるために、企業風土として、責任意識の欠如や売上優先の風潮が存在したのではないかと思料される。特にこのような傾向はHGK社において顕著であり、このためHGK社は自己管理の姿勢が極めて甘く、異常に対しても見て見ぬ振りをして事勿れ主義に陥っていたのではないかと解される。早急に自己啓発と親会社であるHG社の協力による改革が必要である。

## 第9 職員及び役員の実任

### 1 HGK社について

#### (1) 職員の実任

##### ① 担当者

xは、遅くとも平成16年1月には、取引が循環取引であると認識しており、また遅くとも平成20年6月以降はjとともに、本件循環取引に中心的な役割で関与するようになっている。

xは、循環取引であると認識した時点で既にHGK社の取引高が48億円を超える規模に達していたため、循環取引を止めるわけにはいかなかったと説明し、また中心的な役割で関与するようになった後も循環取引を止めればHGK社のみならず、自らが循環取引に参入することを勧めた関係した会社に重大な損害を及ぼすことを考えると循環取引を止めることができなかったと説明した。

他方で、xは、循環取引を継続することによって取引高が膨らんでいることから、いずれ循環取引が破綻することと予想していた。

このようなxの行為は、循環取引を行うことによって、HGK社

に対し損害を与える事態が発生することを理解していたと考えられ、当初はhの誘いから商流取引として関与したが循環取引であるとの認識に至った時点では抜き差しならなかったという説明を前提としても、少なくともHGK社に対し背任行為となることは免れないと思われる。

## ② 他の職員

HGK社内でx以外の職員が循環取引であることを認識していたと認めるに足りる資料は発見できなかった。

平成15年秋ころ、当時の営業次長bは、商流取引の販売代金の入金が遅れていること、また同時期に商流取引の販売先が、仕入の段階で予定された先から変更となる取引が多発していたことを認識していたが、xが「取引先の仕入れ枠が一杯になっているからだ。」と説明したことを真に受けて、それ以上の確認をしていない。

平成17年ころより、HGK社の取引先から大手商社などが撤退し、新規に設立された会社などが参入するようになり、これらの会社がHGK社の販売先の大部分を占めるようになっていても、当時の営業次長bは、このような変化を担当役員に説明をしていない。

これらの点は、取引が循環取引であることを認識していないとしても、取引のリスクが高いことを感知すべき事情であり、このような事情を放置したことは役職者としてのリスク管理意識に問題があったと言わざるを得ない。

## (2) 役員の実任

### ① 担当役員

そもそも商流取引は取引の実在性に関するリスクの高い取引である。ところが、HGK社において平成16年当時担当役員であったaは、平成13年度以降毎年取引額が大幅に増加する傾向にあったことや、販売先が仕入段階で予定された先から変更となる取引が多発していたことの報告を受けていながら、「取引先の仕入れ枠が一杯になったため」との報告を聞いただけで、それ以上の確認をしていない。

また、同人は、商流取引においては販売先の与信調査が重要であるとの認識を持っていたと説明するものの、販売先の十分な与信調査を実施していない。さらに、商流取引の取引先について十分な関心を払っていないため、商流取引に関与する会社の撤退や新規参入

が多いことや近年においては新規に設立された会社がH G K社の販売先の大部分を占めるに至っている等の事情を十分に把握できていない。

これらの事情を十分に把握していれば今日の事態を回避できたかどうかは必ずしも明らかではないが、少なくとも被害を低減することはできたはずであるし、他者への影響も小さくできた可能性がある。従って、担当役員として、十分なリスク認識を欠き、事態を放置したことは問題があったと言わざるを得ない。

## ② H G K社役員全体として

H G K社には、循環取引の原因として指摘したように、営業担当者が社外取引のすべてを対応するという自己完結的取引を可能としている点や同一担当者を長期間商流取引担当としていた点及び債権管理業務に経理部門の関与が不十分であった点が認められる。これらの点は、H G K社の内部統制構築に際して、H G K社のリスク管理が不十分であり、リスク管理を早急に徹底すべきであったのにこれを怠った事情と解される。

## 2 H G L社について

### (1) 職員の責任

#### ① 担当者

H G L社の担当者cは、xより商流取引に参入することを勧められた時点で、xより商流取引の内容の説明を受け、その内容通りに上司に報告している。また、商流取引を担当したc、eとも、毎月当該月の商流取引の内容をまとめて営業部の会議で報告し、各取引毎に当該取引の納入先となるマンションを確認の上、同マンションが工事中であることの確認を行っている。更に、H G L社の商流取引においては、取引先の変更は件数が少なく、予定された入金が遅れる等の事情も認められなかった。これらの事情から、H G L担当者が職務を怠ったとまでは解されない。

#### ② その他の職員

H G L社での商流取引の扱いは、営業会議で毎月取引の内容及び担当者のマンション工事が実在することの内容が報告されており、同社の商流取引では、取引先の変更は少なく、予定された入金が遅れる等の事情も認められないことから、H G L社内での担当者以外の職員についても職務を怠った等の事情は認められない。

## (2) 役員の実任

HGL社では、商流取引を開始する際に、担当役員を通じ、取引の実在確認のために販売資材が使用されるマンションが現に工事中であるかどうかの確認及び販売先の与信の確認が指示され、かつ実施されている。

また、HGL社では、予定された入金が遅れる等の事情が認められず、商流取引における販売先についても、HGK社のような一部の会社取引が偏る等の事情も認められない。

これらの事情からすれば、HGL社役員は、本件商流取引に一定の注意を払っていたと認められる。

しかし、商流取引は、与信リスク以外にも実在性のリスクが高い取引であることを強く認識して、上記マンションが現に工事中であるかどうかの確認方法以外に、建材の棚卸しや建材の保管証明等客観的な資料によって確認するという注意を払うことが望ましかった。

## 3 HG社について

HG社については、子会社の内部統制評価に改善すべき点が認められた。また、内部統制構築以前の問題としても、子会社に対するコンプライアンス意識の醸成が不徹底であったこと、HGK社において稟議書類・管理書類等の書類には整合性が認められるもののこれらの書類が営業担当者の自己完結的な処理がなされている点の調査が不足しているなど、親会社としての監督が不徹底であったと思われる。

以上